

法定福利費の内訳を明示するための標準見積書—造園工事—作成手順書

一般社団法人 日本造園建設業協会

I 概説

1 法定福利費の内訳を明示するための標準見積書—造園工事—作成手順書の主旨

この「法定福利費の内訳を明示するための標準見積書作成手順書—造園工事—」（以下「作成手順書」という。）は、雇用保険、健康保険、厚生年金保険（以下「社会保険等」という。）の加入の原資になる法定福利費の確実な確保のため、一般社団法人日本造園建設業協会の会員企業（以下「会員企業」という。）が1次下請企業として元請企業に提出する工事見積書に添付する「法定福利費の内訳を明示するための標準見積書—造園工事—」（以下「標準見積書」という。）の作成手順を示すものである。

2 標準見積書の適用等

（1）標準見積書の役割

会員企業は、造園工事に係る1次下請企業として又元請企業として標準見積書の活用等を通じて法定福利費を確実に確保し、現場の末端の技能労働者等に行きわたるようにし、もって造園建設業界における雇用環境の改善、若年技能者の確保、公平な競争環境の確保等を図るものとする。

（2）標準見積書の書式

標準見積書の書式は、別記様式（別添1）のとおりである。

（3）標準見積書の活用等

① 1次下請企業として

会員企業は、1次下請企業として元請企業への工事見積書の提出にあたり、標準見積書を活用し、自社が直接雇用していない現場労働者の分を含めた「法定福利費を内訳明示した見積書」を別に作成し、これを工事見積書に添付する。

また、再下請企業に見積を提出依頼する場合には、見積書に標準見積書を活用した「法定福利費を内訳明示した見積書」の添付を求め、提出された見積書を尊重する。

② 元請企業として

会員企業は、元請企業として標準見積書の役割を踏まえ、民間工事発注者に法定福利費を適正に考慮した金額による見積への理解及び契約締結を求めていく。

また、1次下請企業に標準見積書を活用した「法定福利費を内訳明示した見積書」の添付を求め、提出された見積書を尊重する。

(3) 標準見積書の適用

この標準見積書は、平成 25 年 9 月 20 日から運用する。

3 内訳明示する法定福利費の対象

(1) 法定福利費の内訳明示の対象

標準見積書に内訳を明示する法定福利費は、当該工事に要する現場労働者（造園工、普通作業員、軽作業員、石工、運転手等）の以下に示す社会保険等保険料の事業主負担分の合計額とする。

- 雇用保険料
- 健康保険料（法律上 40 歳以上の者が一体的に徴収される介護保険料を含む。介護保険料の対象となる 40 歳以上の労働者の割合は、協会けんぽでの対象者・対象外の者の状況を勘案し設定。）
- 厚生年金保険料（法律上一体的に徴収される児童手当拠出金を含む）

なお、事業所形態や常用労働者数などによって、企業単位及び労働者単位で加入すべき保険の種類が異なる。このため、事業所形態等に応じて社会保険等保険料の事業主負担分の内訳明示額の対象が以下のようなになるので留意されたい。

① 法人事業所及び個人事業所で常用労働者が 5 人以上の場合

- 雇用保険料
 - ・ 常用労働者の雇用保険料事業主負担額
- 健康保険料
 - ・ 健康保険料（40 歳以上は介護保険料を含む）事業主負担額
- 厚生年金保険料
 - ・ 厚生年金保険料（児童手当拠出金を含む）事業主負担額

② 個人事業所で常用労働者が 1 人～5 人未満の場合

- 雇用保険料
 - ・ 常用労働者の雇用保険料事業主負担額
- 健康保険料・厚生年金保険料に係わる事業主負担は生じない。

(2) 現場従業員等の取扱い

現場従業員（現場代理人、主任技術者等）、本店・支店等従業員等に係わる法定福利費は内訳明示の対象とはせず、別途諸経費の中で所要額を見積るものとする。

(3) 適用除外である者の取扱い

個人事業主、一人親方（労働者とみなされる場合を除く）など、法定福利費を要しない「適

用除外」となる現場労働者（以下「適用除外者」という。）の数や割合が判る場合は、これらの者に係わる法定福利費は内訳明示額に含めないものとする。

ただし、適用除外者の数や割合が判らない場合は、当面、未加入者を含む全員の加入に必要な法定福利費を内訳明示の対象とする。

4 法定福利費の算定方式等の考え方

（１）これまでの法定福利費の取扱い

これまで現場労働者に係わる法定福利費は、率計算で算定し、内訳を明示することを行ってこなかった。

（２）標準見積書における法定福利費の算定方式等

標準見積書の作成にあたり、内訳として法定福利費を率計算で算定する方式は、算定率の設定に係る作業労力面、個々の工事施工実態や保険料率改定等の反映面で限界がある。

このため、次の算出方法により法定福利費の額を算定する。

① 労務費総額に法定福利費の保険料率を乗じる方法による法定福利費の額の算定

当該工事に係わる現場労働者の所要人工数に労務単価を乗ずる等により労務費総額を算出し、法定福利費の保険料率を乗じ、法定福利費の額を算定する。

② 算出に当たっての留意点

法定福利費の額の算定に当たっては、その数値の根拠や出典を明らかにし、当該工事の難易度、施工条件、労働者の需給環境等や公共工事設計労務単価を考慮した労務単価、国等の公表歩掛や小規模な多工種により構成される造園工事の特性等を考慮した施工実績を踏まえた歩掛等を用いる。

5 法定福利費内訳明示額に係わる消費税の取扱い

法定福利費は、消費税の課税対象となる工事費に含める。

6 標準見積書の作成作業の流れ

標準見積書の作成作業は、「請負工事費見積作業全体フローと法定福利費算定作業フローの関係図」（別添２）を参考とし、「Ⅱ標準見積書の作成手順」に従って行う。

II 標準見積書の作成手順

1 作成手順 Ⅱ：労務単価等の算定

(1) 給与額等の整理（様式1 給与額・法定福利費台帳）

賃金台帳又は給与台帳等から、現場労働者の前年1年間の給与額及び法定福利費等を整理し、これをもとに労務単価、適用除外者係数を算定する。

(2) 労務単価（円／人・日）の算出（様式2 労務単価算定表）

次の算定式を用いて、労務単価（A）を職種別に算出する。

$$\text{労務単価（A）} = \text{給与総額（S）} \div \text{現場労働者数（N）} \div \text{実働日数（W）}$$

※労務単価は、以下で構成する。

- ・基本給相当額
- ・基準内手当（当該職種の通常の作業条件及び作業内容の労働に対する手当）
- ・臨時の給与（賞与等）
- ・実物給与（現物支払通勤定期券等）

（参考）社会保険等の対象となる労務費に含める賃金の範囲

区 分	対象とするもの	対象としないもの
基本的な考え方	名称に関わらず、労働の対価の賃金として支払っているもの	恩恵的なものや労働の対価でなく支払っているもの
賃 金 等	①基本給 月給、日給等 ②諸手当 家族手当、住宅手当、残業手当、通勤手当、資格手当、休業手当 等 ③賞与 賞与、期末手当、勤勉手当 等	①任意、恩恵的なもの 退職金（建退協証紙含む）、結婚祝金、災害見舞金 等 ②労働の対価でない手当等 解雇予告手当、旅費、出張日当 等
現 物	①通勤定期券 （現物で支払っている場合）	①福利厚生的なもの 住宅貸与、資金貸与、健康診断 等 ②業務費的なもの 作業衣の貸与、保護具等 等 ③その他 教育訓練費、募集・求人費

(3) 労務単価の算出に当たっての留意事項

- ① 現場労働者が負担する社会保険等の保険料の取扱い
労務単価には、現場労働者が負担する社会保険等の保険料が含まれる。
- ② 適用除外の者の取扱い
労務単価は、適用除外者を含めて算出する。

(4) 労務単価の設定

算出した労務単価をもとに、その数値の根拠や出典を明らかにし、当該工事の難易度、施工条件、労働者の需給環境等や公共工事設計労務単価を考慮した労務単価を、適宜、設定する。

(5) 適用除外者係数の算定（様式3 適用除外者係数価算定表）

次の算定式を用いて、適用除外者係数（T）を職種別・保険別に算定する。

$$\cdot \text{適用除外者係数 (T)} = 1 - \frac{\text{適用除外者数 (Nn)}}{\text{現場労働者数 (N)}}$$

2 作成手順 ㊦：所要人工数の算定

(1) 所要人工数の算定（様式4 所要人工数算定表）

次の手順により、当該工事に係る現場労働者の所要人工数（E）を職種別に算定する。

① 工種毎の所要人工数の算定

$$\cdot \text{工種毎の所要人工数} = \text{数量} \times \text{歩掛 (人/単位数量)}$$

② 所要人工数の算定

$$\cdot \text{所要人工数 (E)} = \text{工種毎の所要人工数の総和}$$

(2) 所要人工数の算定に当たっての留意事項

① 使用歩掛

国等の公表歩掛を用いる他、その数値の根拠や出典を明らかにし、小規模な多工種により構成される造園工事の特性等を考慮した施工実績を踏まえた歩掛等を用いる。

② 造園工事の特性を踏まえた所要人工数の算定

造園工事は、小規模な多工種により構成されることや現場労働者が多様な仕事に携わること考慮し、職種別の所要人数を算定する。

3 作成手順 ㊦：法定福利費の額の算定

(1) 労務費総額の算定（様式5 労務費総額算定表）

次の算定式を用いて、労務費総額（F）を職種別に算定する。

$$\cdot \text{労務費総額 (F)} = \text{所要人工数 (E)} \times \text{労務単価 (A)}$$

(2) 法定福利費の額の算定（様式6 法定福利費の額の算定表）

次の手順により、法定福利費の額（H）を算定する。

① 職種別の法定福利費の額の算定

- ・ 職種別の法定福利費の額（G）＝ 労務費総額（F） × （雇用保険の事業主負担保険料率 ＋ 健康保険の事業主負担保険料率 ＋ 厚生年金保険の事業主負担保険料率） × 適用除外者係数（T）

※具体的な保険料率は、毎年度国土交通省から情報提供されるものを用いる。

※平成 25 年度は、（参考）介護保険の対象者割合（協会けんぽ）を考慮した平成 25 年度の各保険の保険料率（別添 3）による。

※適用除外者の人数が判る場合は、適用除外者係数（T）を乗じる。判らない場合は、適用除外者係数は 1 として乗じる。

② 法定福利費の額の算定

- ・ 法定福利費の額（H）＝ 職種別の法定福利費の額（G）の総和

4 作成手順 ④：法定福利費の額の集計

再下請企業に見積依頼した場合は、自社に係わる法定福利費の額に、再下請企業から提出された「法定福利費を内訳明示した見積書」に掲げられた法定福利費の額を加え、法定福利費の額を集計する。（様式 7 法定福利費の額の集計表）

5 作成手順 ⑤：法定福利費を内訳明示した見積書の作成

元請企業に提出する当該工事見積書に添付する「法定福利費を内訳明示した見積書」を標準見積書に 3 で算定又は 4 で集計した法定福利費の額を記入し、作成する。

Ⅲ 作成手順書の点検・改定

この作成手順書については、より円滑かつ簡易に標準見積書の活用が図られるよう、不断に点検を行い、必要に応じて改定を行うものとする。

附 則

この手順書は、平成 25 年 9 月 20 日から施行する。

別記様式 法定福利費を内訳明示した標準見積書

構 成	工 種 等	金 額 (円)	備 考
工 事 費	〇〇〇工	〇, 〇〇〇, 〇〇〇	
	◇◇◇工	〇, 〇〇〇, 〇〇〇	
	△△△工	〇, 〇〇〇, 〇〇〇	
	●●●工	〇〇〇, 〇〇〇	
	小 計	〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇	
諸 経 費	一 式	〇, 〇〇〇, 〇〇〇	
	合 計	〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇	うち法定福利費〇, 〇〇〇, 〇〇〇円*
(消費税相当額)		〇〇〇, 〇〇〇	
	総 計	〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇	

* 現場労働者に係わる社会保険等（雇用保険、健康保険、厚生年金保険）の事業主負担額です。

(参考：見積書のかがみ)

平成●●年●●月●●日

御 見 積 書

〇〇〇〇株式会社 御中

金額 ●●, ●●●, ●●●●円也

件名 〇〇〇〇造園工事

- ①見積条件 上記金額には消費税相当額(¥●●●, ●●●-)が含まれております。
上記金額には現場労働者に係わる法定福利費(¥●, ●●●, ●●●-)が含まれております。
枯補償は、引き渡し後1年間とします。
- ②施工場所 東京都東京市東京町1-1-1
- ③工期 平成●●年●●月●●日～平成●●年●●月●●日
- ④見積有効期限 本見積書の有効期限は、提出後半年(or 平成●●年●●日●●日まで)とします。
- ⑤その他

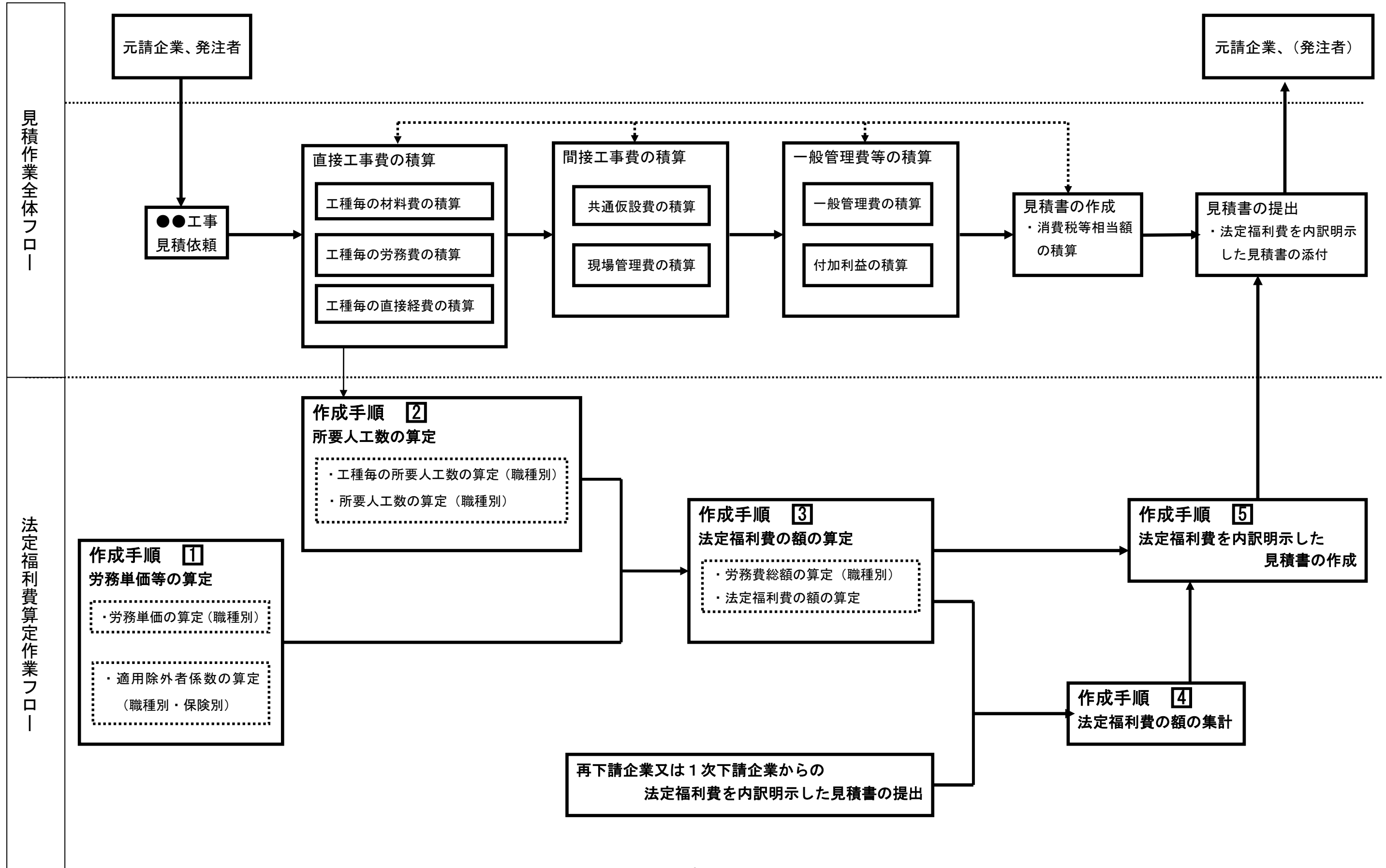
上記のとおり御見積申し上げます。
何卒ご用命下さりますよう御願い申し上げます。

〒123-4567 東京都文京区本郷3-15-2
株式会社 日本造園建設

代表取締役 造園太郎

連絡先 TEL03-1234-5678 Fax03-2345-6789
担当 造園次郎

●請負工事費見積作業全体フローと法定福利費算定作業フローの関係図



(参考)介護保険の対象者割合(協会けんぽ)を考慮した平成25年度の各保険の保険料率

※協会けんぽ東京支部 加入の場合

事業主負担					
①雇用保険 (α)	健康保険			③厚生年金保険 (γ)	計 (①+②+③)
	健康保険料率	介護保険料率	②健康保険 計 (β)		
1.05%	4.985%	0.405%	5.390%	8.71%	15.15%

【各保険料率の根拠】

①雇用保険： 建設の事業に係る保険料率

②健康保険

健康保険料率： 9.97%(協会けんぽ東京支部)を事業主・被保険者で折半。

介護保険料率： 1.55%(協会けんぽ東京支部で介護保険第2号被保険者)を事業主・被保険者で折半し、介護保険の対象である40歳以上64歳以下の割合52.3%(協会けんぽ 平成23年度事業年報)を乗じた比率。

※介護保険料率の算式= $1.55\% \div 2 \times 52.3\% = 0.405\%$ (小数点第3位未満四捨五入)

③厚生年金保険： 17.12%を事業主・被保険者で折半。児童手当拠出金0.15%を全額事業主負担。

※厚生年金保険の保険料率は、平成25年9月分から従来より0.354%引き上げられています。

様式1 給与額・法定福利費台帳

職 種	NO	氏名	年間 (平成●●年) 給与額(円)	年間(平成●●年)社会保険等事業主負担額					
				雇用保険料(円)		健康保険料(円)		厚生年金保険料(円)	
					適用除外者		適用除外者		適用除外者
●●工	1		S1	P1		Q1		R1	
	2		S2	P2		Q2		R2	
	3		S3	P3	1	Q3		R3	
	4		S4	P4		Q4	1	R4	1
	5		S5	P5		Q5		R5	
	・		・	・	1	・		・	
	N		Sn	Pn		Qn		Rn	
計	N		S	P	N1	Q	N2	R	N3
◆◆工	1		S'1	P'1		Q'1		R'1	
	2		S'2	P'2		Q'2		R'2	
	3		S'3	P'3	1	Q'3		R'3	
	4		S'4	P'4		Q'4	1	R'4	1
	・		・	・	1	・		・	
	N'		S'n	P'n		Q'n		R'n	
	計	N'		S'	P'	N'1	Q'	N'2	R'
××工	1		S''1	P''1		Q''1		R''1	
	2		S''2	P''2		Q''2		R''2	
	3		S''3	P''3	1	Q''3		R''3	
	4		S''4	P''4		Q''4	1	R''4	1
	・		・	・	1	・		・	
	N''		S''n	P''n		Q''n		R''n	
	計	N''		S''	P''	N''1	Q''	N''2	R''

様式2 労務単価算定表

職 種	実働日数 (日)	労務単価 (円/人・日)
●●工	W	$A \cdots S \div N \div W$
◆◆工	W	$A' \cdots S' \div N' \div W$
××工	W	$A'' \cdots S'' \div N'' \div W$

W: 365日又は366日一年間休日日数

様式3 適用除外者係数価算定表

職種 \ 保険	雇用保険	健康保険	厚生年金保険
●●工	$T1 \cdots 1 - N1 \div N$	$T2 \cdots 1 - N2 \div N$	$T3 \cdots 1 - N3 \div N$
◆◆工	$T'1 \cdots 1 - N'1 \div N'$	$T'2 \cdots 1 - N'2 \div N'$	$T'3 \cdots 1 - N'3 \div N'$
××工	$T''1 \cdots 1 - N''1 \div N''$	$T''2 \cdots 1 - N''2 \div N''$	$T''3 \cdots 1 - N''3 \div N''$

様式4 所要人工数算定表

工 種	数量	職 種						備 考
		●●工		◆◆工		▲▲工		
		歩 掛 (人/単位 数量)	所要人工数 (人)	歩 掛 (人/単位 数量)	所要人工数 (人)	歩 掛 (人/単位 数量)	所要人工数 (人)	
○○○工事			$C1 \cdots c1 + \cdot cn$		D1		F1	国交省公表歩掛による。
◎◎◎工	a1	b1	$c1 \cdots a1 \times b1$	d1	e1	f1	g1	
.....	
●●●工	an	bn	$cn \cdots an \times bn$	dn	en	fn	gn	
◇◇◇工事			$C'1$		$D'1$		$F'1$	
□□□工	a'1	b'1	c'1	d'1	e'1	f'1	g'1	
.....	
■ ■ ■ 工	a'n	b'n	c'n	d'n	e'n	f'n	g'n	
△△△工事			$C''1$		$D''1$		$F''1$	
▽▽▽工	a''1	b''1	$C''1$	d''1	e''1	f''1	g''1	
.....	
▼▼▼工	a''n	b''n	$C''n$	d''n	e''n	f''n	g''n	
合 計			$E \cdots C1 + C'1 + C''1$		E'		E''	

様式5 労務費総額算定表

職 種	労務単価 (円/人・日)	所要人工数 (人)	労務費総額 (円)
●●工	A	E	F
◆◆工	A'	E'	F'
▲▲工	A''	E''	F''

様式6 法定福利費の額の算定表

職 種	雇用保険			健康保険			厚生年金保険			法定福利費 (円)
	保険料率	T	法定福利費(円)	保険料率	T	法定福利費(円)	保険料率	T	法定福利費(円)	
●●工	α	T1	① $\dots F \times \alpha \times T1$	β	T2	② $\dots F \times \beta \times T2$	γ	T3	③ $\dots F \times \gamma \times T3$	G $\dots ① + ② + ③$
◆◆工		T'1	①' $\dots F' \times \alpha \times T'1$		T'2	②' $\dots F' \times \beta \times T'2$		T'3	③' $\dots F' \times \gamma \times T'3$	G' $\dots ①' + ②' + ③'$
▲▲工		T''1	①'' $\dots F'' \times \alpha \times T''1$		T''2	②'' $\dots F'' \times \beta \times T''2$		T''3	③'' $\dots F'' \times \gamma \times T''3$	G'' $\dots ①'' + ②'' + ③''$
法定福利費の額の計										H

※雇用保険の保険料率 α 、健康保険の保険料率 β 、厚生年金保険の保険料率 γ は、別添3（参考）介護保険の対象者割合（協会けんぽ）を考慮した平成25年度の各保険の保険料率の事業主負担分を用いる。

※Tは、適用除外者係数である。適用除外者の人数がわからない場合は、適用除外者係数は1とする。

様式7 法定福利費の額の集計表

構 成	法定福利費の額 (円)
当社分	H
再下請企業分	H1
	H2
	H3
法定福利費の額の計	TH・・・H+H1+H2+H3

法定福利費の内訳を明示するための標準見積書—造園工事—

一般社団法人 日本造園建設業協会

1 法定福利費の確保の重要性と内訳明示の必要性

一般社団法人日本造園建設業協会では、造園建設業の持続的な発展を支える人材とりわけ若年技能者の確保、公平で健全な競争環境の整備を進めるため、社会保険等未加入対策に取り組んでいるところである。

このような中、雇用保険、健康保険、厚生年金保険（以下「社会保険等」という。）に加入するための原資となる法定福利費が、発注者から元請企業、下請企業へ、さらに現場の個々の技能労働者まで適正に支払われるようにすることが重要となっている。

法定福利費は、競争上変動費として扱うべきではなく固定費として見積から契約まで必要な労務費と合わせて適正に確保する必要がある、本来、発注者が負担する工事価格に含まれる経費であるという前提の下、見積時に法定福利費を内訳として明示することにより必要な金額を確保していく必要がある。

2 法定福利費の内訳を明示するための標準見積書—造園工事—の役割

一般社団法人日本造園建設業協会の会員企業（以下「会員企業」という。）は、造園工事に係る1次下請企業として又元請企業として「法定福利費の内訳を明示するための標準見積書—造園工事—」（以下「標準見積書」という。）の活用等を通じて法定福利費を確実に確保し、現場の末端の技能労働者等に行きわたるようにし、もって造園建設業界における雇用環境の改善、若年技能者の確保、公平な競争環境の確保等を図るものとする。

3 標準見積書の書式

標準見積書の書式は、別記様式のとおりとする。

4 標準見積書の活用等

① 1次下請企業として

会員企業は、1次下請企業として元請企業への工事見積書の提出にあたり、標準見積書を活用し、自社が直接雇用していない現場労働者の分を含めた「法定福利費を内訳明示した見積書」を別に作成し、これを工事見積書に添付する。

また、再下請企業に見積を提出依頼する場合には、見積書に標準見積書を活用した「法定福利費を内訳明示した見積書」の添付を求め、提出された見積書を尊重する。

② 元請企業として

会員企業は、元請企業として標準見積書の役割を踏まえ、民間工事発注者に対して法定福利費を適正に考慮した金額による見積への理解及び契約締結を求めていく。

また、1次下請企業に標準見積書を活用した「法定福利費を内訳明示した見積書」の添付を求め、提出された見積書を尊重する。

5 標準見積書の適用

この標準見積書は、平成 25 年 9 月 20 日から運用する。

6 法定福利費の内訳明示の対象

① 法定福利費の内訳明示の対象

標準見積書に内訳を明示する法定福利費は、現場労働者（造園工、普通作業員、軽作業員、石工、運転手等）に係わる以下の社会保険等保険料の事業主負担分の合計額とする。

- 雇用保険料
- 健康保険料（法律上 40 歳以上の者が一体的に徴収される介護保険料を含む。介護保険料の対象となる 40 歳以上の労働者の割合は、協会けんぽでの対象者・対象外の者の状況を勘案し設定。）
- 厚生年金保険料（法律上一体的に徴収される児童手当拠出金を含む）

② 現場従業員等の取扱い

現場従業員（現場代理人、主任技術者等）、本店・支店等従業員等に係わる法定福利費は内訳明示の対象とはせず、別途諸経費の中で所要額を見積るものとする。

③ 適用除外である者の取扱い

個人事業主、一人親方（労働者とみなされる場合を除く）など、当該工事における法定福利費（事業主負担分）を要しない適用除外となる現場労働者の数や割合が判る場合は、これらの者に係る法定福利費は内訳明示額に含めないものとする。

ただし、適用除外となる現場労働者の数や割合が判らない場合は、当面、未加入者を含む全員の加入に必要な法定福利費を内訳明示の対象とする。

7 法定福利費の算出方法等

① 労務費総額に法定福利費の保険料率を乗じる方法による法定福利費の額の算定

当該工事に係る現場労働者の所要人工数に労務単価を乗ずる等により労務費総額を算出し、法定福利費の保険料率を乗じ、法定福利費の額を算定する。

② 算出に当たっての留意点

法定福利費の額の算定に当たっては、その数値の根拠や出典を明らかにし、当該工事の難易度、施工条件、労働者の需給環境等や公共工事設計労務単価を考慮した労務単価、国等の公表歩掛や小規模な多工種により構成される造園工事の特性等を考慮した施工実績を踏まえた歩掛等を用いる。

8 法定福利費内訳明示額に係わる消費税の取扱い

法定福利費は、消費税の課税対象となる工事費に含める。

附 則

この標準見積書は、平成 25 年 9 月 20 日から施行する。

別記様式 法定福利費を内訳明示した標準見積書

構 成	工 種 等	金 額 (円)	備 考
工 事 費	〇〇〇工	〇, 〇〇〇, 〇〇〇	
	◇◇◇工	〇, 〇〇〇, 〇〇〇	
	△△△工	〇, 〇〇〇, 〇〇〇	
	●●●工	〇〇〇, 〇〇〇	
	小 計	〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇	
諸 経 費	一 式	〇, 〇〇〇, 〇〇〇	
	合 計	〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇	うち法定福利費〇, 〇〇〇, 〇〇〇円*
(消費税相当額)		〇〇〇, 〇〇〇	
	総 計	〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇	

* 現場労働者に係わる社会保険等（雇用保険、健康保険、厚生年金保険）の事業主負担額です。

(参考：見積書のかがみ)

平成●●年●●月●●日

御 見 積 書

〇〇〇〇株式会社 御中

金額 ●●, ●●●, ●●●●円也

件名 〇〇〇〇造園工事

- ①見積条件 上記金額には消費税相当額（¥●●●, ●●●-）が含まれております。
上記金額には現場労働者に係わる法定福利費（¥●, ●●●, ●●●-）が含まれております。
枯補償は、引き渡し後1年間とします。
- ②施工場所 東京都東京市東京町1-1-1
- ③工期 平成●●年●●月●●日～平成●●年●●月●●日
- ④見積有効期限 本見積書の有効期限は、提出後半年（or 平成●●年●●日●●日まで）とします。
- ⑤その他

上記のとおり御見積申し上げます。
何卒ご用命下さりますようお願い申し上げます。

〒123-4567 東京都文京区本郷3-15-2
株式会社 日本造園建設

代表取締役 造園太郎

連絡先 TEL03-1234-5678 Fax03-2345-6789
担当 造園次郎